平成28年度から軽自動車税の税額が改正されました

税制改正に伴い、平成28年度以降の車種別税額は次のとおり改正となりました。

車種	現行税率（平成27年度以前）	新税率（平成28年度以降）
原動機付自転車　50cc 以下	1,000円	2,000円
原動機付自転車　50cc 超え 90cc 以下	1,200円	2,000円
原動機付自転車　90cc 超え 125cc 以下	1,600円	2,400円
原動機付自転車　ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪車　125cc 超え 250cc 以下	2,400円	3,600円
二輪小型自動車　250cc 超え	4,000円	6,000円
小型特殊自動車　農耕作業用（トラクター等）	1,600円	2,400円
小型特殊自動車　その他（フォークリフト等）	4,700円	5,900円
雪上車	2,400円	3,600円

車種		現行税率　注1（平成27年3月31日までに登録された車両）	新税率（平成27年4月1日以降に新規登録された車両）	重課税率　注2（最初の登録から13年以上経過した車両）
軽三輪車		3,100円	3,900円	4,600円
軽四・貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
軽四・乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円

注1　平成27年3月31日までに新規登録された車両は、登録から13年を経過するまでは現行税率が適用されます。

注2　平成15年12月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、平成29年度から重課税率の対象となります。なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車、及び被けん引車は対象外となります。

○軽自動車税のグリーン化特例の導入【平成28年度から平成31年度まで】

平成28年4月1日～平成31年3月31日までに新規取得された一定の環境性能を有する軽四輪車等については、燃費目標基準の達成度に応じ、おおむね4分の1～4分の3に税額が軽減される特例措置が適用されます。

詳細については、下記までお問合せをお願いいたします。

【お問い合わせ先】　青木村役場　税務会計課　税務係
NTT電話０２６８－４９－０１１１　情報電話４９－０１１１